近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地方凡例錄

四

東大

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

東京帝國大學附屬圖書館藏書
經
3972
大正十三年登記

為震災復興
宇都宮龍氏寄贈
大正十二年

地方凡例録巻之四

接濱仕事
附 塩井仕事　草生油の事　石灰の事
土竹新仕事

東京帝國大學經濟學部研究室之印

帝大藏書印

一接濱之海辺田畑之儀有之候ハヽ波入ル所ハ接濱
仕候海辺ニ而ハ無之共出来候田畑新開開発之儀
ハ其分限ニ応し其段願出之筋ハ納米ニ
年季所務地代仕ル之田地ハ接地ハ形ニ成ル事
ニ付ハ其段願出ル田畑ハ形ハ成ル事ニ付
接地仕ル之儀ハ接濱仕候ハヽ濱高ハ接地

なく年の内にして塩千加減之事ニ残上として浜を申
ます潮浴びせ候儀ハ入地の内ニ低き場所ニ候へハ下よりて
潮を引入る大溝を堀夫より浜中小溝をも立浜之内ル
ま夜常ニ井戸六ツ七ツ宛掘り是にて汐を汲上て塩を取候
場所ニ有り浜の上に塩は潮ある井戸ハ石ニ而はれ
候事ニ右海に掘り候ニ御溝ル有し海より出る汐を入ミ
一西ニ而とる浜ルあり不断ニ而て汐して汲申候焼ル
塩竈の仕方ル仕来ニもして違あり
一塩浜之義ハ斗升二而其場々ニ入相法ハ結ル左様之
高く成る場所ニ而成る事也左様之浜ニ而も有へく塩年貢

右之外ニ所々ニ有之浜ニ近年新塩浜ニ相成り候之
一年貢之義上浜ル無候而先年之米石以永ニ而取候処ニ大
概石高ニ成り候得ハ塩はた海の分ニ而右之悪敷有之
悪き塩辛気之あり少々ニ而味甘キ有り播州赤穂之塩ハ
味ひ能きて強し塩ニ而も浜ニ而も悪敷有り又其末
より浜の所ル有候之年貢ル国々ニ而様ニ相成し関東之塩
浜年貢大概石ニ而候得ハ何ニ而も納年貢而ル納租
之附方事之年貢銭塩ニ而正納取候て有り正納之分も
八金拾両ニ何石俵宛直段ニ候ハ上正納ニ而御総
随正納塩之金拾両ニ五斗入弐石俵近年

泥有り風雨ニ而浪荒ク浪入申ニ付塩溜中ニ泥入申ニ付
上土年貢引ニ付若荒浪防候ニ付元不得已其外ニ而
打ニ而是ハ塩通上納申付置候事ニ候

一奥州会津郡極山中ニ塩出村と云有り此村ニ而塩出る
井戸村中ニ御座候と極り候右ニ有り候ニ付此水を汲上る
千立塩焼村中ニ而ハ塩焼近村ニ而ハ煮出シ候味ハ海の
塩ニ少も変る事無之会津御領分ニ而
公儀塩運上相出シ候村中ニ此井戸有之水ノ流レ候
右之村ニ候処山中ニ而稀成候事ニ候極山中ニ而ハ稀成事ニ有
之候中華ニ而ハ塩井有之と申候海も無之所ニ而ハ極山中

塩有之と承り候ニ付記し

一越後国蒲原郡の内池有て地より上ニ
油湧出候其油を汲出シ候ニ付油ヲ取候而小溜置候
油ニ而出来候油ヲ用ひ候　公儀へ運上相納
右ハ井より油出る所ハ前ニ記候井ニ塩有之候
右の所之近辺ニ而ハ土中ニ火有之如法寺村百姓庄兵衛と
申者之家ニ火の出る穴有り昔より此穴の
上ニ竹筒をさしあて上より附木ニ而火を付候得者
此竹筒より火出る是ハ家内ニ而用ひ
候の節ハ此火を燈ニ用ひ申候

出し山の上に湯を沸かす事を以て樊噲湯
と称し樊噲湯は七月盆過に出る山材を多く出
す所なり往古高麗人三四代住居し焼炭
薪の代用に家内を暖し　公儀より巡見使
巡見の節は彼地に三度見回る故に俗に地
蔵の宮と唱へ彼地に出る炭薪を代用に
出御料なり近来国法長崎諸下の近所三国通り往来
六日町より赤谷山の内に出る温泉を用ひて
湯治人有り年月七夕に彼湯に上り赤谷の
温泉に出る温泉を用ひる

一薪の儀は領内に有り武蔵国に多く事明り

一石炭と云は元禄年間三池郡に有り石炭焼と唱へ
し鼎家に貢出る生産にて焼し薪に悪
敷に付悪敷生産にて磯黄は薪に悪
敷に付悪敷生産にて油煙は薪に悪
敷に付悪敷生産にて刀脇指に用ひる
悪敷に付悪敷生産にて内の衣帯に用ひる
焼物は南部七福焼に有り是は南部に
焼物は南部七福焼に有り

一土焼薪は南部国に有り武蔵に
は近来に土焼薪に有り近村に有り

田畑に成出不申候ハ、二毛之成籾出不申候ハ、其年
悪く候ハ、籠り籠海江三郡新田村々ハ新田之出来
申候ハ、五穀等ハ勿論より肥料之為ハ紀州池の様成不申
候池の土砂より出来申候ハ、新田之儀ハ土地之儀ハ
望申候ハ、新田籠海ハ右材木ハ四方ハ新田
出来不申候ハ、土砂ハ白川原ハ不申候悪敷白川原
悪く池ハ白川原白川原ハ海内ハ不申候事ハ
国元ハ不申候ハ、ハ新田ハ出来申候ハ、
海内ハ不申候事ハ世の中ハ出来申候ハ、
事ハ白きこの所ハ

拾地法之事

一四方之毛見分ハ上法評荒稲ハ豊凶ハ租税を極ハ
検見ハ不申候悪く候事ハ検見ハ
ハ悪く見ハ検見ハ云ハ
ハ見ハ検見ハ不申候ハ、
ハ見ハ検見ハ不申候ハ、
ハ見ハ検見ハ不申候ハ、
見ハ事ハ先ハ毛ハ村之百姓の苦悪田畑ハ
田地縄延の縄掛の唐極ハ
ハ人員ハ事ハ農業一ハ
百姓ハ働ハ精ハ日ハ

堀溜并水吐土手近辺崩候ハ自普請ニ而御入用ニ不及入年貢納
方ニ付甚困窮之者ハ不得止銀目ヲ以臣租税貢取立候事有之
理を以日々ニ限ニいたし其外村畑持之村ハ田方ハ
田不毛貢米ヲ進み候得ハ畑ハ作徳多分ニ痛み不成ニ付稲
作出来不宜敷儀ハ理ニ有之一向畑方之村方
ハ此作年々ニ付田ハ定免亦年々ハ村方ニ而立込候
斗之ハ勤弁以ヘし他村ゟ出来秋見立ニ而作ニ隣
村ニ村方ニ而見てハ百姓共不致手当之以来ハ本根庄屋
附方ニ付理御糺ニ而名主共年寄之却而村役人ハ仕来ニ依る
困窮之村方不続故之又忽及潰候事ニ相成ニ付年貢稲の

出来方の之取ケ之儀定極ニ而ハ高之功有之事之様一ハ当年の
庄屋役之年貢ニおゐて米麦高下ニ寄夫食拝借之願之儀
おゐて者是非夫食借ニ付而ハ其取立ハ上納貢米之
内ニし厳敷取立ニ付ハ未作之村々出来不益之又ハ潰百姓
出来村方庄屋ニ而実之地主ニ而ハ不成損ニ相成候ニ付却而不
足ニ相成候得ハ当時之庄屋ニ而ハ極目之役人ニ而其物ハ村ニ不見分候
始終
公儀地頭之本意ニ基ニ不叶之又
庄屋役後ニ而候者ハ眼前損失有之其者勤弁ニ而下之窮し
下々之困窮之功有之候事之其正直なる者も見て偏
頼之私欲御為第一と心得天下之政を存之上

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

下賜被遊候、御願奉上候之儀、何卒御聞届被成下、
之毛見分之儀、御極被成下、実検被仰付、不悪敷様ニ
取計之儀、申達相成候様、御内々ニ相願申候、
寛大不成分ニ、非乃分ニ、
自分ニ功績有之

公儀地所
為成下置、
一、検見村ニ之儀、
一、検見村ニ之儀、
公儀地所の用向勤方取扱の儀
切新田切

貢人ニ申出方ニ付、
貢人の村、
村ニ用向の儀、
村ニ用向の儀、
見ニ検村出申、
地ニ之儀、
見ニ検村出申、
村方ニ
地不申、
公儀地所の用向勤方取扱の儀

云々之大概通俗ニテ宗旨の文言ハ書ス し 指出の帳面ニ
無之 依数此帳面ニ綴 ル 是又諸書ニ引事

一 指出ハ村役人 地ニ高ニ合 惣ニ 指出 ス 可 ニ 村 ニ 小
田畑 仕 ニ 付 ハ 高 ニ 指出 ル 也 ニ 付 ハ 六 ヶ 敷 也 ニ 付 ハ 此 ニ 記 ス
方 ハ 名 ニ 付 ハ 高 ニ 指出 ル 也 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
名 ヶ 村 ニ 耕 地 ニ 無 ル 田 畑 ニ 仕 ル 分 ハ 指出 ス 筋 ニ 付 ハ
先 ハ 惣 村 ニ 取 ル 也 ニ 付 ハ 隣 村 ニ 地 続 ニ 付 ハ 村 ニ 記 ス 村 ニ 耕 地
有 ル 也 ニ 付 ハ 載 耕 地 有 ル 也 ニ 付 ハ 耕 地 ニ 載 ル 也 ニ 付 ハ
記 ス 耕 地 ニ 付 ハ 字 ニ 載 耕 地 ニ 限 ル 也 ニ 付 ハ 記 ス 也 ニ 付 ハ
名 ヶ 指出 ス 也 ニ 付 ハ 山 ニ 付 ハ 有 ル 分 ハ 是 ニ 記 耕 地 ニ 付 ハ

ニ 付 ハ 村 方 方 ニ 用 ル 分 ハ 又 村 ニ 指出 ス 別 ニ 指出 ス 分 ハ 村 ニ 付 ハ 惣
田 ニ 付 ハ 出 ス 方 ニ 耕 地 ニ 付 ハ 個 ニ 田 畑 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
耕 地 ニ 無 ル 田 畑 ニ 付 ハ 個 ニ 田 畑 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
記 ス 也 ニ 付 ハ 字 ニ 載 ル 也 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
方 ニ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
別 ニ 指出 ス 也 ニ 付 ハ 帳 面 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
惣 田 ニ 付 ハ 惣 ニ 付 ハ 指出 ス 也 ニ 付 ハ 田 畑 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
百 石 小 田 ニ 付 ハ 何 程 ニ 付 ハ 百 石 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
町 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 百 石 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ
百 石 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ 名 ヶ 敷 ニ 付 ハ

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

[illegible]

一年振見立ル村方ハ農業[illegible]

[illegible]

但[illegible]

一[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

向ふ見候は能く目へ見を添てよく見るに付て悪敷見へ候
事も有之馬上抔より見候ては穂落て稲の様子出来不悪敷
見へ候ことも有り見よう目しは眼を寄せ地面へ近く見候ハ能見分
なれ共よも悪敷見へ候るもし稲の小節ほど成さハ実入能上
作ニて有之候し深きをも実入ニよろしき者也一穂よ
左もこそし見へ手に取て見るにも能さ吉しき事へよハ実入悪く
稲なる稲を実入よきもの同し実入能穂も能く見へ
早稲も一穂重く芸花多く見るのに事へ見も上
出来之み様也しハ見分し悪敷其根
又付る赤痛もの葉は枯候ても悪稲之たぐひか

痛みの稲を穂摘山の見へて一向実も無之[illegible]
穂角く見へ[illegible]之みの穂摘の毬[illegible]式も七分[illegible]稲穂か
く茅は目を出[illegible]上れ[illegible]穂小[illegible]作[illegible]
悪敷稲茅は[illegible]穂小[illegible]一向ニ用立[illegible]穂の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一植見[illegible]村[illegible]小溝[illegible]植見
[illegible]村[illegible]道一節[illegible]
[illegible]様[illegible]出[illegible]下[illegible]山[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

計りもなし 同ゆへし 其上位の村方ハ六尺斗竿ニ上方歩通
囲の坪六尺斗四方ほとさることもちゆへ 村々へも云ふ
べし 大概ハ六尺竿ニ 尚又上位村位の坪 中位村相當し
候とも 九本の株を取ニ入増れし 惡し 夜歩竿ハ四方も
稲株四方附ニ寄ぬやうに 二方附ニ入る也 其法あり 能心得
右株ニ引添て入事なき 穂先は外へし寄せん 以竿の下ニ
出申たる稲株を割入目し二株を刈残し 坪刈一ニ入
株ニ差し 細り時ニ二尺ほとは其まゝ入目し見計ひ
全躰正路ニ致様を其ニ為ルべく 二坪刈平均で其坪
以前ニ周ゆるぐの古法なるとも 尚此上古躰ニ復ニ坪刈

都て古法を上中下とも三坪刈 位ニ応し 九坪ハ十一
坪ハ刈て 株ニ致し [illegible] 尚も坪見をして上中下極め
村々も村 [illegible] 三坪の四坪刈 [illegible] 上中下
そハ合 [illegible] 之坪刈稲 [illegible] 一株の小束の [illegible]
立稲 [illegible] 株の数ニ [illegible] 附稲の中ニ入置ニ
封印附人足 [illegible] 先へ立 [illegible] 坪見 一ヶ村ごとに
[illegible] 稲ニ株 [illegible] 坪刈 [illegible]
[illegible] 稲ニ [illegible] 着法と云 [illegible] 扱
[illegible] 籾 [illegible] 迄 [illegible] 上 [illegible] 法方 [illegible]
先ニ揃ひ一所ニ集め [illegible] 残穂 [illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

有之田ハ壱わし壱升壱合ニ而ハ殊ニ稀成事之義ニ付
相州辺江戸近在ニハ弐升以上の田も有之趣ニ候得共合毛ニ入申さす候
然処検見役而已ニ而此村ニ而ハ斗代籾ニ而ハ不足ニ付而ハ見遣
ひかり又稲の前ニより見分方合毛為書せ候わりかきせ候わり
依之坪苅ニ而少々ニ而ハ見遣ひ候而有之候而の之廉手取中検見
ハ立毛之善悪の二ツ泥ニ而も此村ニ而ハ難分候迄之次第ニ候ゆへ今
或ハ此村ニ而去年ニ改役候ハヽ去年之見取ニ仰付置ニ而難分と
なる故当年ハ少し宛不足の段又此村ニ而去年ハ御改役之積ニ
而可被下候たとへハ当年上ケ候ハヽ能之此村ニ而検見可前
広キ段可然為何論検見以前立毛見分ル様ニ而年々前々之

出来ニ当年ハ出来方善悪取斗候ハヽ御用捨も上ケ下ケの筋
検見前ニ而積候処此村ニ而も去年ニ而五石ニ而も相増候ハヽの
然ニ此村も去年ニ而検見ニ而出来方りニ付去年ハ御用捨ニ而致し
候由ニ而も其方去年ニ而八石引下ケの事も積りなとハ前々の差
米五拾石余ハ八石引積ニ而弐拾石程として又五石の御改出
村々ハ五拾石程として壱年ニ四拾石之籾ニ而遣し此籾石数
又村検見之上田方ハ反ニ而取上ケ田法ニ而取計し坪ニ致
籾ハ石数ニ而除キ壱坪ニなとハ八合と出来高出来合有之
坪村方ニ而ハ検見合ニ而以籾仕立し内見帳差出し有之内
見籾ニ而坪数ニ而割出しハなとハ五合ニ而当年右仕出遣し当

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

今少念を入候儀ニ付、内見ハ其上ニ而念入、出来ハ近年ニ准し村方之
作見ニ而鍬付致、坪苅合毛相見候ニ而高下之破免ハ村方ニ而ハ定
免ニ極り候節ニ付、四ケ村ハ定免を年来ニ候様致し、小前々
坪見ニ而坪苅ニ而致候而も、以下ハ損毛ニ而も高低内損ニ而破免ニ相成
箇ニ定候ニ付、当検見之儀ニ而ハ上破免ニ致し、其外ニ而下見ニ而ハ検
見之通、人足ハ其年貢相掛ニ而上之ニ而ハ損毛ニ而ハ無申出来ニ而も定
作之損毛ニ而ハ、定免之通ニ相納候ハ、無納ニ而、村方ニ而
不相成ハ、ニ付、検見之節ニ而も見ニ而ハ仕候ニ付、何分ニ而も及
不申也、人足ハ相成候は、何分ニ而利害ニ付破免ニ而も被成候、ニ
致し来候ニ而、人足ニ而以外之損毛ニ而も見之検見之上ニ而勘定

致し、或ハ八九歩之損毛ニ而も終ニ年ニ而破免ニ不及候、然ル処
入用彼是村方難渋ニ付、上ニ而無納ニ而年貢取立ニ相成候
非不進ニ相成、依而村方困窮ニ而潰ニ成ハ、眼前
之事ニ而は、依而其段申上候ニ而、損毛之者ニ而も終ニ不申上候
の儀ニ而、右様ニ而定免ハ不当納未進ニ而、然ル上ハ、兎角不出来
之時ハ余計ニ相成候ハ、却而上の御為ニ不相成候ニ付、年々難
之族村方困窮ニ成果候　　　公儀地頭之検
見ハ不致様ニ御勘弁ニ而、破免を相願候、未ニ上の御為ニ不相
立、上下之為ニ不私之被成候様ニ而、百姓之為ニ相成候
勿論検見以前ニ而申付置候、今度ニ而当試之儀ニ付、右合毛通ニ

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

事ニ付上國村の儀ニ恐敬之内見仕候村々国稗小豆ニ付
荷出し申の儀ニ成候ハ村々切拵ハ拵ハ商人ニ
仮拵ニ成し候ハ郡中罪ニ問しハ拵ハ商人
ハ拵村々より上國ハ稗ハ拵ハ郡の
時雨ハ稗荷の儀し時天風之日ハ拵荷ハ金ハ
節ハ濡物ハ野ハ小麻ハ拵ハ郡ハ上稗ハ拵ハ
金ハ自し拵の節ハ切拵し動ハ拵ハ濡ハ番法
出ハ拵ハ拵ハ拵ハ
番法稗ハ出ハ拵ハ拵ハ村々仮
市ハ拵ハ拵ハ動ハ仮稗の荷出し稗ハ拵

十月ハ郡ハ上ハ荷帳ハ内見稗仮仮仮ハ拵地
村々仮市ハ拵ハ村々仮市ハ拵ハ村々仮
拵ハ荷帳ハ内見ハ拵ハ拵ハ出ハ拵ハ
概ハ法ハ郡ハ拵ハ
但ハ小田ハ拵ハ稗ハ拵ハ拵ハ
公納ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
出ハ内見ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ

朱書

大かた刈出しにて是を惣籾に直し夫を田畑の割合を違
此所米にならず合此村田之内ニ米七五合の積りにて
右坪の籾何程と出る七升五合の積見此法なり是を
壱反此所米七斗五升右籾五升は五分壱分之と
壱反の籾数三石なり三斗は壱反の籾壱升也
壱反田の籾数七斗五升の積り此者壱反の籾の出数ちかさ候し七斗
を積見此法といふ事なり

一御料所にてハ大検見小検見とて両様之通り有之小検見とハ不残坪代
両人ツヽ組合立廻り田畑ヲ坪刈いたし小検見ハ大検
見とも御代官一手ニて出役致し村毎ニ見分致し候

小検見坪出しにて是は吉悪高下の見分にて村柄の善悪を
詮議いたし其上ニて諸作ニ検見坪刈いたし候事
篤と相極メ候て国郡の村々毎ニ寡孤独の者迄も小検
見致し候の地方にて古法之儀ニ候ヘハ地方御用取扱
候て其後検見取村ニ而ハ御代官手附手代ニて村柄を
改メ候ニ付小検見大検見と両様ニて検見ニ立会
目安ニ而ハ坪刈致し候處御代官其外見分致し
論大検見の外ニ坪刈いたし小検見とて一同立会
未だ小検見ハ御料地ニ而紀之の外ニ破免有之
風雨旱損等ニ而坪刈出しの段見分早損稲ハ

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

見込ミ有之候ハヽ之ニ水損ハ見積ル取実ニ米ニ一
向南之風損ハ綿田損毛ニ成候ハヽ風害ハ稲ニ
相成ハ其ハ見積ル程小拵ハ小ニ風ハ出来ハ成拵ハ
ハ見積ル程ハ大ニ出来ハ海拵ハ方角ハ一概ニ
難極ハ其拵ハ見積ル者ハ一切者ハ事ニ出来ハ
ハ見積ル時拵ハ見ハ出シ之ハ上ハ損毛ハ
為ニ上ハ拵ハ見ハ上損毛ハ帯ハ不ル為ニ自ハ用捨
見積ル出来ハ不申ハ為ニ此ハ之ハ拵見ハ村
ル拵見ハ巡毛ハ見ハ出シ前年ハ出来ハ

金ニ進ル拵見ハ之印ニ動ハ之ハ小拵見ハ
ハ之ハ年一昌御経ハ
ハ之ハ年保四ニ亥年ハ小拵見ハ
ハ之ハ御ハ
一図ハ畑ハ拵ハ見ハ出ハ
本務麻蓋紀花瓦茄子ハ新事畑ニ
ハ上毛ハ大豆小豆業稗蕎麦
ハ畑ハ早損場用ハ商稲ハ
ハ畑ハ拵ハ
稲ハ拵ハ早魃ハ

付場所ニ而之儀一統ニ旱魃ニ付村中困窮ニ而
出来ニ付ハ天年ニ寄候ハヽ此節ニ而ハ
拵員ニ而相応ニ致し可申ニ付ハ
往来場ニ而ハ不法之儀ニ而ハ
拵員ニ而ハ
一知行高ニ付拵員ハ
拵員ニ付ハ
一当時之儀ニ付ハ
引ニ付ハ
拵員ハ
拵員ハ
拵員ハ
拵員ハ

百姓伏倒ニ成検見ニ成候ハヽ国方ニ申付候根ニ茶不出
来候三筋検見ニ相定メ其上は夫々け取分ニ致し候間取の出分来
定メ通りニ候得ば取残シ分ニ被下へ申候毛ニ成ニ年下
其筋ニ毛上の有之毛付見分之上検見相極候出分付検見
の上荷出シ之付取分合相定テ候ニ分之三分武ニ付ニ在候横法
料不足取り高極メり甲州計り八村ニ為分定分検ニ付合
三毛四分取ニ相極メ於村ニ合候ニ付之取分有之し候處見分之帳
ニ而帳面ニ村々ニ写載其記掛不取取分之節相済分
古見取帳を以ニ者是を甲州村ニ有之相極ニ相成候 百姓相
條不相成候 甲府御代官居国之者勤候由ニ而

見分仕極り候よし承り

一検見之事ハ御大夫取前ニ検見仕節先検毛大井分見分検見ハ
候ものハ一ツ是ニ毛検見ニ而先取分取ニ而検見
定り候し候検見之分ハ三ツ茶ニ而ハ可申候以上の検
斗之百姓是ハ検因ハ先分茶取毛は因三分以上の検
毛見し三役見條の御定法ニ而惣村検ハ是ニ三役不残見條
成ニ茶年下以上の検毛不足は諸相済納ニ先年以定不分有
御定法之候之百姓分取毛附小検ニ成ハ勤不定候事之
但三役之者私領之者共ニ御渡候取分用之者御蔵納用
り候取御料不足三役之候取掛り之ニ而之

朱書

一 [illegible]

一 [illegible]

二 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

雑木之義総而枝木小木ニ至迄一々抜出可申候

一 植見分之節立會人足ニ不限抜出し可申、尤名主年寄組頭
百姓代ニ而出役案内致し、其田之主ハ自分之田畑并坪前之分町歩ニ至迄可立合事

一 坪前稲刈取候上ハ早速相極不残村境ニ而抜出可申候

一 耕地稲刈取候場所ニ而植見廻り之節、稲立置候而ハ田面見通候場所ハ
植付候時分抜取候様致し、稲刈取候場所其外大通道筋危
き場所ニ而ハ総而其分之道橋損所揚除ケ置候様可致事

一 植前之分ハ抜取之儀ニ而も急速可仕、尤田畑ニ而取候ニ不限可申候

一 沼之者維之儀御定之通相改候代ニ而取候者ハ別而所在合之野菜
植替之節一本たり共抜残し不申様念入可申候

まて酒肴等一切相出シ申間敷候

一 音物之儀ハ勿論植付候而も不出来候ハヽ其段名主相改可申候
一 作方音物不相出候ニ付而ハ急度申付候

一 田畑之方植付之地ニ而見分之上植入候而も其段可申付候
出来不宜候ハヽ植主方ニ而植見分之上可申付候
植付候ハヽ早々相改可申候、急度申付候
右之通相守可申候、植付之儀ハ植替可申候
其上植付候分ハ小前之者共迄不残相心得可申候
之植付之儀ニ而ハ出来候ハヽ植付之者共村役人立合之上可申付候
右之通相守可申候

仮仮月数の事 代官方へ

仮田畑形

仮村名

月番村名

門前 組頭

右之通旦状相違無之様ニ村役人共相糺可申
正敷不申候ハ、後日ニ相違申出候ハ、村役人
共ニ而可申上候、為後日之証文仍而如件

右旦状之儀相違無之ニ候ハ、後日ニ為念
村役人共相糺方も不申候ハ、右之通ニ世話
掛り者一人ニ而相違無之様ニ村役人共
相糺可申上候

一村耕地検地帳ニ無之分ハ耕地帳ニ引合ニ而耕地
ニ成ル分ハ耕地ニ成ル分ハ帳面ニ引合ニ而耕地ニ成ル分
不申候ハ、個別帳ニ而相違無之様ニ
村役人共相糺可申候

為之中知ニ大数ニ引合ニ耕地帳ニ無之ニ成ル分
ハ耕地帳ニ引合ニ成ル分ハ個別帳ニ無之ニ成ル分

次の耕地の移り合を以て左の通り相成
耕地の儀の場所相違の方角相違し人馬遠近の儀
一耕地限り山の上の畑或は川筋に成候の員数の儀
相違なる村方へ達し申候様致し必ず
右の通り相違なる所なく大積り帳面の所
為川筋に成候共員数の場所相違は決して
一内見の儀は出来かねる場合見合候様減ず成積
り帳面に附し候て見合せ来れば其年は差支
申候て一代下見を致し一度出来て附出し候
ものは後の為に見届を以て前村役人
立会の上調印の上内見の儀出来
一統不越の事に成下見の儀は出来
申候節は内見の儀は出来
内見の儀は帳面に付て内見の儀を
して内見の儀は帳面に付て
八分の儀は附出の儀は
金を以て

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

節土地ハ仕稲ハ出来方ニ成申候ハ、根出来ル地
位ニ成不申候ハ、御引ノ事ニ成申候
当方ニ法ハ有之候ハ、地節と申地法世ニ成
地土地ハ仕ル事ハ、一生ニ一度出来ル物ニ
ハ国ニ中古ハ振見ニ成ル物ニ
根ニ成法し一生ニ不実法ニ成ル
ハ有之保ハ米御料所ハ有之ニ成ル
振見ニ成し今ハ私領ハ上方筋ニ
捨ル事ニ成ル

但右御引ハ振見ハ三年成ル事ニ成ル
今上ハ三年御年貢根ニ成ル
米振ニ成ル
別ハ三年物ハ
米ニ成ル
毛附ハ七年ニ成ル
ハ当年ハ
ハ当年ハ
年ニ成ル
ハ根出来ル

揚米弐石弐斗五升ニ成 此三分一根取米七斗五升ニ相成

し 揚米弐石弐斗五升ニ成之 又別段ニ而出来 右歩ニ而田法

三割ニ当り 四千五百坪ニ而 是ニ而分米見積歩合之相当候

九分ニ而右是ニ当り合米拾弐石 取当り 九百坪ニ而 右之内差引

候而何程ニ而 何程ニ付 取 ニ而 同様之 取ハ 取箇

有毛検見 ニ而 何程之 何程 何程之

根取之 極 ニ而 候 取 ニ而 差引 候 ニ付 取ハ

同様ニ 右別段之 取極 ニ而 候 之事

有毛検見之事

附 畝引検見之事

一 有毛検見と申ハ 御料一統ニ用候 検見ニ而 有毛之 定

古来ハ畝引検見ニ而 往古検見ハ 畝引ニ而 上中下位限り之石盛

定 見込合 取ニ而 残取 根取 候ニ付

石盛 極 之 候 年以来 検地之節 定 上中下

畝 地 ニ而 田畑 位 地 位 ニ而 出来

其位通り 収納 ニ而 上田 一等 位 之 取

村人 ニ而 合 出 根取 年貢米 斗 出 上

田 持 之 候 御 ニ而 取 ニ而 候

上田 下田 収納 ニ而 出来

有 之 取 斗 ニ而 年貢 斗 ニ而 道

有徳院様御代享保年中御勘定
奉行神尾若狭守殿ゟ被仰渡候有毛検見之儀
右仕方ハ田方根取并御取箇之儀上中下之位ニ不拘一筆限り其田
田ニ而其年之取箇を相極候事ニ付、其所之内見帳ニ記し其年之出来不出来を
村役人共より差出候ニ付、作毛之様子ニ而取箇一躰
毛付取箇見合其所之村方ニ而ハ其年之取箇相極候ニ付、其所
ハ作毛之様子ニ而取箇相極候故、毛上少ニ候而も
其外ニ付取箇付出し候得ハ、毛付ニ而も附出し候ハヽ何程ニ而何
取箇ニ而有之候ニ付、取箇付之儀ハ田畑ニ而も右之通ニ而
毛附之儀ハ内見取箇を能々相糺し内見帳差出候ニ付内外
残り之検見坪刈其上見分致し候而
毛附并取箇出来候得ハ内見帳之通取箇相極候
義ニ付田畑共ニ相応之取箇、有毛検見と相唱
一 役人共立合検見之儀ニ付、取箇ニ付有毛之取ヶ不相応之儀ニ付
以前之仕法ニ而ハ仕法ニ付手間取候ニ付、役人ニ不
しかし前々之検見ニ而ハ下組之儀、享保年中
右之通ニ而取箇ニ付、今年之儀ニ而ハ其年々ニ而取箇
被仰出候ニ付、取箇ニ而其年之取箇ニ付
取箇毛付之儀ハ其年々ニ而一統之取箇ニ而毛付
ニ而事ニ付、人々存寄を以取箇候儀ニ而

請免之節検見之事

一右請免ニ而ハ不足御料所之儀ニ付中縋ハ不仕検見ニ無之候
人ニ而ハ之ニ付名主組頭出し当年者出来方之様子等見分いたし
隣村の立毛風聞ニ而押付候ニ付去年者出来方ニ応し百姓共ニ而ハ
先者何様致候様之儀も名主共手ニ而又出来方之品委細申付
候ゆへ所柄ニ而も前ニ相成候様取極候而ハ改申立候ニ而ハ以来年増ニ致候
年々増候ニ付増之以之年増ニ而ハ未不致候様相成候極候事ニ候而も是非
請免之節ハ又ハ検見ニ而ハ不仕候検見等節ニ而ハ不行届本法の
事ニも無之候而ハ私領ニ而ハ大家抔ニ而ハ右之通小給ニ而ハ直
国ニ而も少給ニ而ハ不行届候必至与難渋ニ而も百姓共少々ツヽ之義者有之候

有之候間極ハ方所ニ而仕様ニ而者村方ニ而ハ地頭役人
請ハ之よりも勝手次第ニ請免之儀ニ付役人共ニ而能々見分
私領ニ而ハ定免付出候節ニ而三ヶ村程ニ而も田畑相応之名主ニ
村割付出候定免入用之儀ニ而右田請免之儀同様ニ付請免入用
検見候之儀悉見分いたし候上ニ而万一請免之節ニ候ハヽ請免入用之通
ハ検見役人見分之上ハ入用割付ニ而出来方不足ニ而も減候様
減候ニ而ハ割付相成減いたし候事ニ而村役人申付村役人共
五ヶ年平均ニ而未減ニ而新規請負いたし候相定候義ハ
事ニ候是又御料所ニ而ハ右相応之事ニ候
但請免之節ハ当分ハ年々減候様ニ而別段割付仕候ハヽ定

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

欠通不居亜度材料不如意ニ付去寅年村方ニ不残減少分
譲の儀ニ付一生上破欠分ニ付ハ寄ル減し之間不
為ニ来減り少て村出ル筋ニ減ル筋ニ付
ハ去年減ル筋ニ付ハ地代ハ分ニ偏ニ
お願の引方ハ村ニ付非ル筋ハ願ハ不出ル筋ハ
見ニ遣ひ間見ハ如ル減ル間ニ付ハ村ハ欠ル
おきた村ハ減ル筋ハ願ハ不ル

脱欠年季

一ニ付ハ之間地年下ニ脱ル付ハ之下ハ付の間ハ定能有之
年ニ付の下ハ地代ハ年貢ハ欠ル引金度ニ遣ハ

年貢ハ一脱ル部脱ル欠減ル分ハ密財ハ欠之住居地ハ地の部ハ
ニ付の財ハ如何ハ御ハ下一脱ハ不脱ハ下ハ今ハ下ハ住ル
ハ彩ハ村ハ不ル村ハ不ル村ハ彩ハ及ル重ル
ル地住ハ脱ル欠ハ下ハ地ハ脱欠ハ稀
ハ有之事ハ勿論脱ハ脱欠ハ脱ハ不脱ハ
ハ脱ハ来ル帰ル上欠ハ一ハ欠ル八ハ
地ハ脱欠ハ不ル年ハ出ル方ハ欠減ル
脱欠ハ不ル村ハ不ル極ル有ハ事ハ
但脱欠ハ住ル欠ハ一ハ脱ル脱欠ハ
ハ来ル大ハ欠ハ一ハ来ル住ル来ル

不残坪刈ニ致シ其上ニ而坪割リ免相極候之儀ニ而免ヲ附ケ候儀也

壱ツ〻坪刈ニ致シ候得共下田ニ而ハ取箇少く御免之儀ニ付

其根本ニ而五ヶ村之内ニ而立毛相違之分ハ本免之通ニ致シ壱ツ〻坪刈致

候ニ付八歩壱ツ〻之取箇ニ而壱ツ〻ニ無之候而ハ御見分之儀ニ付

致候得共加ヘ候而免相極メ候ニ付坪刈致候儀ニ而立毛之見積リ

壱ト通リ立毛ノ坪刈ニ而其村方坪刈致シ候得共検見之儀也

五ヶ村之内ニ而右免相極壱ツ〻坪刈致シ立毛坪刈之分ハ右坪

坪刈致シ候ニ付三分之儀ニ候得共去年ノ坪刈ニ致シ候事

合毛坪刈致シ候而ハ平年之坪刈ニ下田ニ而ハ下田之

ニ而ハ不残坪刈致シ候而ハ右之通り検見致シ候事

坪見検見并差検見准合の事

一坪見検見ト申ハ破免之年柄之節之検見ニ而村一統ニ出来不出来

様相同ジ無之分ハ坪刈ニ而耕地ハ不残見分致シ一ト口検見

掛リ其後平均之見積リニ而耕地一ト口ツヽ見分致シ壱ケ村

立毛之様子籾ニ〆大検見小検見ニ而致シ候而全ク坪刈村方坪刈致

不残内見帳相出シ検見之上ニ而坪見検見致シ候而去年通り之免ヲ以

何程之免ニ可致之儀極メ候ニ付右検見之坪刈ニ而出来

方不足之分ハ去年ニ而村方ニ而坪見ニ而坪刈致候

一坪検見ト申ハ内見帳ニ而坪刈出候村方ニ而合毛ヲ附ケ出シ去年ニ

何程之坪刈之儀ニ而坪刈致シ取箇極メ候ニ付坪刈致候事

[illegible]

一 [illegible] 村内新田[illegible]

一 上州[illegible]

一 五[illegible]

一 五[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

大石を立て材木十四組ル数の事之和恐和極りなく之を家業方八
和新敷数一を五を作ル八是年分の納米俵数五千俵を
筆は是年之米米を所小四斗五升俵八四斗五升之内一所
之数分を分和を升は積を四石五斗五升五合五民は積を記
年数九石五斗五合五民は積を記別米数之斗是
四斗五升俵を作ル納米数四俵七合五勺之法和
四石五斗不筆を作を五を作ル筆を数四俵七合五勺
之内本筆を数是は筆を作ル筆を数四俵七合五勺
本米を数是は筆を作ル筆を数四俵七合五勺
城数を法を背ル世之一統は面り之を数五
五民法和四石五斗を四を作ル八納米数四石五斗

石五斗は別し筆数四石五斗別一を五斗は五民俵を四俵は筆を根
米を出り合数は筆を数一四を八を作ル八年分出り
一を本筆小四数を作ル和ハ年分を作ル
別は八出り合を歩小和俵を出る之を米数四石五斗
を所を反数歩は出り合数四を作ル
本米数石五斗は四数を作ル和四石五斗数四
小数を作ル八歩小和を斗五斗出り合之世百姓は法を
を作ル八出り合を所之反数歩は反米を数歩を
之斗を作は四斗五升一五を作ル
一和数八反実八分若思小分和を斗を之筆四反位を合位を

無之ニ付年増大損ニ取定之仕法有之候通法之儀ニ不宜候様存村
之古来ゟ検見取定之法ニ而前後規定中古安石對ゟ候而取極
之ハ往古遠法年貢米納方之依五斗又ハ極メ四斗ヲ升
御取米極定ヲ弐斗五升之其外之取増之五升入ハ収納之斗入之
ナし此ニ付中於て取立候農業開発成へ人民相恵申候
難有付不納ニ相成候間取立之試之は籾之米石升ゟ
ス以後古来ゟ検見取定ゟ未納之儀之方ニ危く可相納候上
古来ゟ検ニ相極メ候一作ニ而勿論右法之一統世柄ニ而右式
ニ付テハ肥後国ゟ下直ニ而田畑之修理ハ百姓御代官ハ勝手ニ候
検見之儀ハ後世右式之風儀右ニ而不私之農業ニ相成候

段懈怠ニ付不入用之冥加之近年次第不便ニ相成古之儀
法之便ニ而村四拾壱ヶ年立地之位等々実ニ悪敷候ニ今
検見之儀ハ是ゟ後ニ者法之儀ハ非古代ニ付通例御用ニ
ニ而諸国ニ相成候州之内弐斗之通り之是ハ今検見之法ニ付
料不足之ニ付御触之ゟ而不足米石ニ弐斗宛出目米之
納之年々之米不足之候間例ニ而申上候事

但法立之早米之内一ヶ年ニ五分之米ニ而四ヶ年之籾ヲ以テ
其籾ハ一ヶ年ニ而別之四ヶ年之近来加増之米四斗弐升入之
其籾之内五斗之儀之元ニ而法ニ而立候之新規之用之
元来一ヶ年ニ而法ニ而検見ゟ付米四斗之升内七合ゟ相勤

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

定七三ニて除け八籾五斗七升余と成也是ハ籾を俵に
斗入れ積り又五斗ニて除け八籾を俵ニして壹〇六八ニ而能直八
五籾代一ニて五斗ニ除け八籾の俵数ニ而銀代百六四斗弐升入の俵数を
用る時は弐拾四弐升入の算法ニ而壹束ニ付五斗の籾数を合わせ稲ニて
米弐斗六升五合程ニ成ル八四斗三升入りの籾三斗入を俵数米四斗
弐升入を俵ニ直し用ル事ニ有り算法ニ而能見ル元米
籾五斗入にて四斗三升の籾数斗を不足にて是を俵ニ見ル三斗延入ニ而
にて成ル籾を俵数ニ而ハ米四斗弐升宛にて本米ニ而者と
延米四斗二升ニ而籾五斗を以割出ス是を俵ニして
五厘〇六八百京〇四斗弐升入りニ而米を俵ニして五厘と当也

定ニ付六八にて壹俵ニて又ハ法ニ而早算ニ而なりた
なり勿論五斗入籾ニて俵ニ成り銭四斗弐升入ニて米ハ俵ニ
直し用ル分本算法ニ而八斗宛事ニ除斗ニて本米を不足
米四斗弐升入れ俵ニ直したる本算法ニ一つ又の割出日数
不出ニ付ておしの是に以て法ハ左の
あとハ人によるべし

木綿始見之事

附 木綿日本渡り始之事

人皇五拾代桓武帝御代

一 木綿本朝渡り始ハ

延暦年中崑崙人三河国に木綿種持来り植させしと云ふ

類聚国史ニ見ヘタリ往古遣唐使ハ本船ニテ
処　天平時代ニ新羅ト本船往来
ス海路一ツハ北路ニ出ツ安芸ヨリ往
古嶋ニ命ジテ渡シ本船ハ対馬奥嶋
ハ朝鮮ヲ南ニ対シ国ヲ大ニシ文武年ニ経ル所
船ヲ作リ近世寶暦年中大ニ本船往来ス証国ノ
紀ニ載セタリ

公儀ノ国ヘ渡ル時代ヲ
二ツニ分ツ証国ニ日本ヲ宣ヲ暫国ニ日本ヲ宣ヲ前ニ対馬国ニ
ハ造船所ハ浦塩州南海ヲ経テ九州ノ内松浦
ヨリ出テ孔子ヲ出シ文武ヲ以テ往古嶋ニ渡リ

一本船ハ元ハ安芸ノ国ヲ以テ
ヲ以テ本船ハ元ハ安芸ノ国ヲ以テ一ツ細船
ハ古代ハ船員ヲ二ツ処ニ宣ヲ保十八五年
有徳院様御時代細船船員ハ御作ヲ
仰出ス本船ハ文義内中国ハ細船員ヲ
細ハ仕ヲ以テ稲毛ハ上毛ヲ以テ
本船ハ四ツ作リ細船同様船員ハ元国ヲ以テ
四ツ作リ船ヲ文義内中国ハ船員ヲ以テ
本船ハ文ハ細船同様船員ヲ以テ
新船九月末十月ハ吹ヲ以テ跡ハ船員

有り綿ハ見ル枝ハ株ハ土用前後之実葉ニ而之綿も百夜ニ未
之枝ハ引く女ノし実生ハ中ハ土之本ニ而能枝元ハ白キハ極
上也り扨又花枝ニ而元多く付ニ八百夜ニ実葉ハ勝哉
見ル中ニ而茂り過て実桃斗ニ而一向実ニ而て嫌ふ様之実
壱元深山ニ付百夜見ル之ル痛り南手ニ而ニ而之痛ニ而ニ八
三方へ開キてら不重なり而込て枝も大葉へ入ニ而見ル中ニ
五百夜壱元も三方ニ而ニ而のり也堅ク貝ルニ之綿ハ実へ才ニキ
内も桃ニ籾し（似）り綻之一綿ハ実ハ桃ニ而ニ而熟しニ而不也
さけ綿吹ニ而有り雨斗も綻痛り而花も早ク腐ハ桃ニ而
在田畑之ル新しく而も栽け日照り斗ニ而も六七日（か）程不雨ニ而ハ

ツ入ル荒ク清く而も印ニ而ニ而両方も之用ニ而成ニ而留ニ而綿ハ
純ニ而稲作ニ綿作勝手斗付ク年ニ而木綿斗ニ仕
手も百ニ而ニ綿作も稲作の二倍肥し代入ニ而ハ落地
ハ深ニ而ニ之豊年稲作も極豆ニ出来之
一綿植見への植様往古より竹同斗ニ而鋤ニ而ハしニ而植ニ
然中古より綿ハ籾ハ今も不植ニ而籾ハ鋤ニ而ハ植ル
北ノ前作ニ而綿吹ニ而壱元ニ而不付所ニ而ハ杵竿ニ而
見畑ハ籾ハ前ニ而不槌角ニ而ニ而籾ニ而ハ
入之大根ニ而籾も入本籾ハ五六株ニ而ハ桃四
五ツ斗植四五寸植ル事ニ而曲ニ而而株ハ大ニ而も少も杯

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

桃ヶ丸あるを生桃と等しく西は接見口板を接木の
材を遠山より等級八級に本級税吹を桃丸ふ
殊を生産不採分け桃殊等を吹売殊を小桃陸
腐り去桃腐り二動を生産の桃殊の腐り二動を
お生産為帳小を桃数の腐数の表数の本価格を殊を
特為見生丸交右来遠る殊を見を二月丸級接見
除く仕訳切表示を稲を遠し苦悪見分け難し
大小為生の為に殊を附を殊を生産を数丸殊
殊級接見除し自ら仕訳を表示数吹を桃を
実生不上を生産を七分位生産中を表示

罹り位を生産を大小欠損を生産を殊実殊を採級
表示丸を丸桃を正味分を接を生産を大成遠を殊し接見和
接り殊動を生産を大和国を桃を生産を吹出来を摂津
和泉河内を中国海を級場を吹を動を小殊し出産
仕出産極上を出来を級を桃を人級を産を丸遠を八
長を寸極小を遠を生産を寸極の表を級八稀を生産を寸
吹罹欠を寸を生産を殊を生産を出来を寸を苦悪小を遠遠を
殊出来を生産を実丸を数丸を数多し出来を生産を実八
を多を生産を遠を殊を数を出来を遠を

一四尺本級殊級を生産を深を時殊を時小を殊級を寸を殊を

候ハ西と生し候ゆへ壱ツ月ニ合不申候ニ付畢竟残さすに
田畑并木綿ハ大根二坪ほと十ヲ程取り壱坪二畝余木綿ハ
大抵一坪ニ六拾本程一畦二通りニ而凡六七八本ニ而一本ニ付
桃数平均弐ツ宛ニして壱坪ニ百五拾程実ニ五百五拾之中の
出来之極上ニ而出来ハ木壱本ニ桃拾弐三も有り壱坪ニ而
五百七八九百迄之積ニ而出来ハ稀之事ニ而上桃并ニ而
宜之下ニ而右ハ土モ宜候ニ付当年ハ土地ニ而上ニ而凡ニ而
中より並ニ而ハ是迄ニ而不有り是之綿作も土宜ニ是迄桃数除き
之積ニ而り
一木綿植見立候附方ハ大坂御代官支配之平野郷之弐

百弐拾見積壱斤ニ而ハ一年ニ付拾壱斤代銀何程何
右何ニ而木棉場何程ニ而相極候ニ付御代官ニ而願出し綿
直段之木直段ニ割合壱斤ニ而綿ニ而何程の積り夫ニ而
弐割し種ニ直し綿ニ而大和ニ而壱斤ニ付四分もして
桃壱ツ種何タニ而会津土王壱斤揃り候ニ而正桃数割
宜ニ付上壱坪ニ種何合何ニ而積り切揃田畑ニ而宜家人別村
根揃り候ニ而宜り而根見立候事五ヶ年平均作
年柄ニ而弐以用ニ而合并宜綿豊凶ニ依り用ニ而
右之事ニ付坪割ニ上桃数ニ而勘定有り綿ハ土王
壱揃り多く出来候得ハ種ニ而宜下ニ而ハ

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

大法者之通リ手仕出し根ニ而出シ合之持ニ而相済候処壱文七
分五厘宣綿之儀根ニ而小分ケ仕候此宣綿分ケ方不主張候
賃之定屋敷定之左[illegible]仕出方二ツ分ケ方之積ハ前々[illegible]之分ケ
積見人積之者之通出来方ニて左右仕方元如し

一 高弐石六斗[illegible]
此分田反[illegible]石高
内
高弐斗九升七合
此反弐畝拾五歩
此籾米四斗八升六合
残高弐斗九合
此反四畝拾五歩

木綿作
但[illegible]根ニ而[illegible]
[illegible]

当[illegible]木綿出来方
[illegible]積見人

但[illegible]

毛附

此分米六斗八升七合程
但毛付多[illegible]

一 前書之通ニ而右仕出し候事之儀ハ木綿ハ当方積ニ惣
出来之儀ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
本綿之稲作と[illegible]
[illegible]
綿[illegible]勘定[illegible]本数[illegible]

[illegible]

[illegible]

本線[illegible]

一線接ケ吹　但[illegible]本線[illegible]

[illegible]

本線[illegible]正桃[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同[illegible]吹

一同[illegible]吹

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

一門五拾石吹　　門五拾石

一門二拾石吹　　門二拾石

一門六拾石吹　　門六拾石

一門五拾石吹　　門五拾石

右之通堂元同様ニて和稼之儀仕出之旨相聞ハ
不申一等低稲ハ四見慣ハ不申ニ徳之分拾石吹と稼ハ一等
作ハ拾石吹と能者之拾石吹者之拾石吹者之拾石
出申候ハ和ハ右数ハ稼ハ之拾石吹者見稼拾石

和ハ出し申候ハ上ハ同出し和ハ撰ハ之儀動之ハ
之儀御ハ稲ハ見門稼之私領ハ能ハ之儀ハ
米ハ拾ハ大抵年ハ高ハ代ハ高ハ稼見稼動之儀

蝗稼見ハ事

一芒之奥郡ハ高ハ之ハ高ハ深ハ実ハ稼見蝗ハ
撰実蝗穂ハ山蝗里蝗ハ蝗ハ和ハ者之ハ稼見ハ仕法之
ハ宜法之見之ハ数ハ之ハ稼ハ之ハ事ハ高ハ
ハ之ハ之ハ事ハ高ハ和ハ之ハ仕法稼ハ之ハ高ハ陳ハ新
稼ハ人ハ高ハ見ハ高ハ小ハ之ハ稼ハ進ハ之ハ事ハ之ハ

五公五民ハ

一班田ノ法ハ古ニ五代ニ亡ビテ出来ル所ハ
公儀地ニシテ其分ハ私地ニシテ其分ハ公儀ノ地ニ
ナリ其私ノ分ハ別ニ其ノ法ナシ然ルニ公儀ノ地ハ
ナリ其ノ米ハ或ハ公納ニ或ハ年貢ニ地ノ
ナリ往ニ四公ノ民ニ年貢ノ分ハ私ノ地ハ公ノ
租税ハ唐ノ中華ノ民ニ唐朝ニ出ル租税ハ
ナリ上ニ出ル稲米ハ公納ノ後ハ或ハ分ニ
ナリ保元平治ノ兵乱ノ後ハ法度廃絶シ国ニ
藤原国ハ地ノ上ニ兵農分ル法国租税ノ法大キニ変
シ上四ノ公ノ地ハ公納ノ分ハ年貢ノ分ハ私ノ地

下四ノ或ハ地ハ公納ノ分ハ私ノ地ハ年貢ノ地ハ
ノ分ハ私ノ地ハ四ノ内ニ分ハ朝ノ租税ニシテ国ノ
是ニ古ノ事ニ見ル所ノ一ツ法ハ国分ハ朝ノ租
税ノ額ニ分ハ国ノ一校ノ租ハ大校
似タリ四ノ民ハ時代ノ義ハ
大変ニ時代ハ国一統ノ法ハ地ノ分ニ
ハ私ノ地ハ大抵四ノ分ハ年貢ハ
ノ民ノ法ハ所ノ法ハ
民ハ中ノ法ハ
有之ハ私ノ租税ハ

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473

東京大学経済学図書館所蔵 5-Z分類古文書 5507682473